

令和8年度出雲市地域産業エネルギー利用高度化支援事業業務仕様書

1 業務の名称

令和8年度出雲市地域産業エネルギー利用高度化支援事業

2 目的

我が国では、令和2年10月の「2050年カーボンニュートラル」の宣言を受け、令和3年6月には「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、法の基本理念として「2050年までの脱炭素社会の実現」が位置付けられた。

本市においても、令和3年5月にゼロカーボンシティ宣言を行い、令和5年3月に策定した「出雲市環境総合計画」に基づき、脱炭素社会の構築に向けた取組を推進している。

本事業は、市内事業者における再エネ・省エネ設備の導入に対する意識変革を促し、従来のエネルギー利用を転換することにより、地域産業のエネルギー利用を高度化し、経営効率化、ひいては脱炭素化に繋げることを目的とする。

なお、本業務は、経済産業省の「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」の採択を受けて実施する事業である。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月5日まで

4 業務内容

(1) 市内事業者向け勉強会開催業務

① 下表のとおりア～ウの勉強会を対面形式により開催する。

ア. 入門編

開催回数：2回

開催会場：市内2か所（出雲地域1か所・平田又は斐川地域で1か所）

対象者：市内事業者30名程度/回を想定

開催時間：全体150分 i)～v)は90分程度、vi)は60分程度を想定

開催内容：次の項目を中心に再エネ、省エネ設備導入を含めたエネルギー転換や脱炭素に関する基礎知識がない市内事業者にもわかりやすい内容とする。（2部構成）

i) 脱炭素に係る国内外の動向

ii) 再エネ・省エネ設備導入によるエネルギー利用高度化の必要性（業種や事業規模に応じたエネルギー利用高度化に資する事例の紹介等）

iii) エネルギー利用高度化（脱炭素経営）による企業価値の向上

iv) 市内（県内）事業者の取組例

v) 国、県及び市の支援メニューの紹介

vi) 参加事業者に対し、簡易なエネルギー診断の体験提供

イ. 専門編①

開催回数：1回

開催会場：出雲地域

対象者：市内製造業事業者 20名/回を想定
(製造業以外の業種も参加可能とする)

開催時間：全体 150分 i) は 90分程度、ii) は 60分程度を想定

開催内容：次の項目を中心に市内製造業事業者にわかりやすい内容とする。
(2部構成)

- i) エネルギー利用高度化(脱炭素経営)に向けた組織構築や人材育成について、その方法を解説する。
- ii) 参加事業者に対し、簡易なエネルギー診断の体験提供

ウ. 専門編②

開催回数：1回

開催会場：出雲地域

対象者：市内製造業事業者 20名/回を想定
(製造業以外の業種も参加可能とする)

開催時間：全体 150分 i) ~ ii) は 90分程度、iii) は 60分程度を想定

開催内容：次の項目を中心に市内製造業事業者にわかりやすい内容とする。
(2部構成)

- i) エネルギー利用高度化(脱炭素経営)の実践例を紹介することにより、事業者の理解を深める。
- ii) 炭素関連のビジネス展開の方法
- iii) 参加事業者に対し、簡易なエネルギー診断の体験提供

② 上記ア～ウの講師等の手配(旅費・謝金の支払いを含む)

③ 上記ア～ウの会場の手配(使用料の支払いを含む)

④ 上記アの案内文(チラシ)の作成及び印刷

⑤ 上記イ及びウの案内文(チラシ)の作成及び印刷

⑥ 上記ア～ウの当日の受付、資料印刷費等

⑦ 上記ア～ウの参加事業者へのアンケート作成、集計

※上記ア～ウについて、想定する参加人数の確保につながる案内を行うこと。

(2) 市内事業者エネルギー診断支援業務

① 対象事業者の選定

希望する事業者の中から少なくとも5社以上の事業者に対し、エネルギー診断の支援を実施すること。なお、事業者の選定については、発注者と協議し、決定すること。

② エネルギー診断支援

ア エネルギー使用状況及びCO2排出量について、現地にて現状把握を行う。なお、支援を行う者は、エネルギー管理士の有資格者が望ましい。

イ エネルギー使用量及びCO2排出量を算出し、報告書を作成し、事業者に説明す

ること。

(3) 市内事業者再エネ・省エネ設備導入計画策定支援業務

- ① 上記「(2)市内事業者エネルギー診断支援業務」の事業者に対し、再エネ・省エネ設備導入計画を策定すること。
- ② 事業者の現状に応じ、設備運用及び再エネ・省エネ設備導入等の様々なアプローチからエネルギー利用高度化およびエネルギーコストの削減方法について提案すること。
- ③ 計画の実施に向けて、活用できる補助金等、助成制度の案内を行うこと。

(4) フォローアップ業務

令和7年度実施した当該事業において再エネ・省エネ設備導入計画を策定した事業者（4社）に対して、次のフォローアップを実施すること。

- ① 計画の進捗状況の確認
- ② エネルギーコスト削減額及びCO2排出削減量の試算
- ③ 設備導入されている場合、その設備内容の確認
- ④ 今後の設備導入予定の有無及びその内容確認
- ⑤ その他エネルギーコスト削減及びCO2排出削減に関する相談対応

(5) 打合せ協議

本業務の打合せは次のとおり実施し、受注者はその内容を記録し、業務完了時に提出するものとする。対面を原則とするが、状況により、Webでの対応も可とする。

- ① 委託業務着手時 事業の進め方及びスケジュール確認等
- ② 「市内事業者エネルギー診断支援業務」終了時 進捗状況確認
- ③ 事業報告書提出時
- ④ その他必要と認められるとき（発注者と受注者が協議して決定する。）

(6) 事業報告書作成業務

上記(1)～(5)の事業内容を取りまとめ、事業報告書を作成し、市に提出すること。

5 業務遂行体制

本業務実施のため、以下の体制を構築すること。

- (1) 全体の進捗管理を行う統括責任者を配置すること。
- (2) 本業務遂行にあたり、必要かつ十分な人員体制を確保すること。

6 費用負担

本業務に要する経費は、すべて受注者の負担とする。

7 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 事業報告書 1部（紙媒体）
- (2) その他関連資料 1部（紙媒体）
上記電子データ（CD-R） 1式（PDF形式）

8 留意事項

- (1) 本業務の遂行において、受注者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないこと。また、本業務が完了した後においても同様とする。
- (2) 受注者は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、本業務の実施により知り得た個人情報については、出雲市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年出雲市条例第15号）等関係法令に基づき、情報の厳格な管理及び適切な運用を行うこと。また、本業務が完了した後においても同様とする。
- (3) 受注者の責に帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。
- (4) 受注者は本業務実施において、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た時は、この限りでない。
- (5) 受注者は、本業務を円滑かつ適正に進めるため、必要に応じて発注者との協議及び打ち合わせを行うこと。
- (6) 本業務における成果品の権利等は、全て本市に帰属するものとし、受注者は、本市の承諾を得ずに他に公表し、貸与し、又は使用してはならない。
- (7) 本業務は、経済産業省資源エネルギー庁補助事業「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」の「再生可能エネルギーなどエネルギー構造高度化等に資する調査・研究事業」を活用するため、本補助事業の趣旨に沿った業務運営を行うこと。
- (8) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、本市と受注者が協議の上、業務を遂行しなければならない。